

愛媛県庁本庁舎広告付き玄関マット設置取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県庁本庁舎広告実施要領に基づき、県庁本庁舎の広告付き玄関マット設置に係る広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 広告を表示する玄関マット

- (1) マットサイズ 縦 1.5m×横 2.8m
- (2) 設置枚数 1枚

3 募集の内容等

- (1) 募集する広告取扱業者
1業者

- (2) 募集広告の内容

- ア 広告の場所

- 本庁舎第一別館正面玄関

- (参考：職員数約 1,600 人)

- イ 広告枠の大きさ

- 縦 1.5m×横 1.4m (※半分以上は県のイメージを表示する。)

- ウ その他

- (ア) 広告主及び表示する広告の募集は、広告取扱業者が行うこと。

- (イ) 広告付き玄関マットの製作、交換及び洗浄等は広告取扱業者が行うこと。

- (ウ) 広告の掲載については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領及び仕様書に従うこと。

- (エ) 掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができない。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

- (オ) 広告原稿の作成に要する費用は、広告取扱業者の負担とする。

- (カ) 広告の掲載に当たって、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。(別添契約書(案)参照)

- (キ) 玄関マットの設置に当たって、広告取扱業者は、行政財産使用の許可を受ける必要がある。

- (3) 広告付き玄関マット設置期間

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 見積参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 見積書提出の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

5 見積参加手続き等

(1) 募集要項等の配布期間及び配布場所等

配布期間：令和7年3月3日（月）から令和7年3月14日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

配布場所：愛媛県庁第一別館1階 総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ
（松山市一番町四丁目4番地2）

または、県ホームページ

(2) 見積書提出期限及び提出先

見積参加者は、次により見積書（別記様式）を直接又は郵送により県に提出しなければならない。電送による提出は認めない。

ア 提出期限：令和7年3月14日（金）午後5時15分

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと

イ 提出先：愛媛県庁第一別館1階 総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ
（松山市一番町四丁目4番地2）

(3) 見積り

ア 見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県庁本庁舎広告実施要領、愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領、仕様書、契約書（案）、愛媛県会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、応募しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、11に掲げる担当部署に説明を求めることができる。ただし、見積執行後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 見積参加者は、広告料（年額）について見積もるものとする。

ウ 見積書及び見積に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また見積金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

エ 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

オ 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

6 採用者の決定

- (1) 有効な見積書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 採用となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の見積りをした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、見積執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。
- (4) 採用者が決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び住所並びに採用金額を、採用者とされなかった見積者に通知するものとする。
- (5) 採用者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は成立しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

10 その他

- (1) 見積参加者が本件に関して要した費用については、すべて当該見積参加者が負担するものとする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。

11 お問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ

電話 089-912-2153